

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年8月14日(2014.8.14)

【公開番号】特開2014-94214(P2014-94214A)

【公開日】平成26年5月22日(2014.5.22)

【年通号数】公開・登録公報2014-027

【出願番号】特願2012-248204(P2012-248204)

【国際特許分類】

A 6 1 F 13/15 (2006.01)

A 6 1 F 13/49 (2006.01)

【F I】

A 4 1 B 13/02 A

A 4 1 B 13/02 T

【手続補正書】

【提出日】平成26年6月26日(2014.6.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

吸收体、該吸收体の内面側に配された肌側シート及び該吸收体の外面側に配された非肌側シートを含む吸收性本体と、該吸收性本体の一方又は両方の側部に取り付けられた伸縮性のサイドパネルを備えた使い捨ておむつであって、

前記サイドパネルは、先端部にファスニングテープが設けられており、第1及び第2の2枚のパネルシート及び2枚の該パネルシート間に伸長した状態で固定された弾性部材を有しており、

前記弾性部材は、前記吸收性本体側の端部若しくはその近傍において、及び前記サイドパネルの先端部側の端部又はその近傍において、第1及び第2のパネルシートの双方に固定されており、

(a) 第1及び第2のパネルシートのうち、少なくとも第1パネルシートは、前記吸收性本体側の端部が、前記サイドパネルの内側に折り返された本体側積層構造部分を有しております、

前記本体側積層構造部分においては、折り返しによって対向している第1パネルシート間に接着剤が施されて本体側層間接着剤層が形成されており、

前記本体側層間接着剤層が、前記本体側積層構造部分を越えて、前記サイドパネルの幅方向中央側に向けて延出した本体側延出接着剤層を有しております、

前記弾性部材は、前記本体側延出接着剤層と、第2パネルシート側に位置し、かつ前記吸收性本体側の端部又はその近傍を固定している本体側接着剤層とによって、第1及び第2のパネルシートの双方に固定されているか、又は

(b) 第1及び第2のパネルシートのうち、少なくとも第1パネルシートは、前記サイドパネルの先端部側の端部が、前記サイドパネルの内側に折り返された先端側積層構造部分を有しております、

前記先端側積層構造部分においては、折り返しによって対向している第1パネルシート間に接着剤が施されて先端側層間接着剤層が形成されており、

前記先端側層間接着剤層が、前記先端側積層構造部分を越えて、前記サイドパネルの幅方向中央側に向けて延出した先端側延出接着剤層を有しております、

前記弹性部材は、前記先端側延出接着剤層と、第2パネルシート側に位置し、かつ前記サイドパネルの先端部側の端部又はその近傍を固定している先端側接着剤層とによって、第1及び第2のパネルシートの双方に固定されている、使い捨ておむつ。

#### 【請求項2】

前記本体側延出接着剤層及び本体側接着剤層は、前記サイドパネルの幅方向中央側の端部の位置が一致している請求項1に記載の使い捨ておむつ。

#### 【請求項3】

前記先端側延出接着剤層及び前記先端側接着剤層は、前記サイドパネルの幅方向中央側の端部の位置が一致している請求項1に記載の使い捨ておむつ。

#### 【請求項4】

第1パネルシートは、前記吸收性本体側の端部が内側に折り返された本体側積層構造部分、及び前記サイドパネルの先端部側の端部が内側に折り返された先端側積層構造部分を有しており、

前記層間接着剤層が、前記本体側積層構造部分を越えて、前記サイドパネルの幅方向中央側に向けて延出した本体側延出接着剤層を有しているとともに、前記層間接着剤層が、前記先端側積層構造部分を越えて、前記サイドパネルの幅方向中央側に向けて延出した先端側延出接着剤層を有しております。

前記弹性部材は、前記本体側延出接着剤層と、第2パネルシート側に位置する前記本体側接着剤層とによって、第1及び第2のパネルシートの双方に固定されるとともに、前記先端側延出接着剤層と、第2パネルシート側に位置する前記先端側接着剤層とによって、第1及び第2のパネルシートの双方に固定されている請求項1ないし3のいずれか一項に記載の使い捨ておむつ。

#### 【請求項5】

第1及び第2のパネルシートのうち、第1パネルシートが外面側に配されている請求項1ないし4のいずれか一項に記載の使い捨ておむつ。

#### 【請求項6】

一対の帯状シートを搬送する工程と、該帯状シートの間に、該帯状シートの搬送方向と交差する方向に糸状弹性体を配置し、該帯状シートの搬送方向に沿う該帯状シートの一側部及び他側部それぞれにおいて、糸状弹性体を伸長状態で一対の該帯状シートの双方に固定する工程を備えた伸縮性シートの製造方法であって、

一対の前記帯状シートのうちの一方の帯状シートについて、該帯状シートの搬送方向に沿う該帯状シートの一側部及び他側部のうちの少なくとも一方に、該搬送方向に沿って接着剤を塗工し、

前記接着剤が塗工された側部を、該接着剤が内側となるように折り返して積層構造部分を形成し、

他方の前記帯状シートと、前記積層構造部分を有する一方の前記帯状シートとの間に、これらの帯状シートの搬送方向と交差する方向に前記糸状弹性体を伸長状態で固定する工程を備え、

前記積層構造部分の形成時に、前記接着剤の一部が露出するよう一方の前記帯状シートを折り返し、折り返し後に露出している該接着剤によって前記糸状弹性体を固定する、伸縮性シートの製造方法。

#### 【請求項7】

一対の前記帯状シートのうちの他方の帯状シートに、接着剤を塗工する工程を備える、請求項6記載の伸縮性シートの製造方法。

#### 【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0033

【補正方法】変更

【補正の内容】

## 【0033】

第1パネルシート31の先端側積層構造部分31Bにおいては、先端側層間接着剤層31bが、先端側積層構造部分31Bを越えて、サイドパネル3の幅方向Xの中央側に向けて延出している。この延出によって、先端側延出接着剤層31b'が形成されている。先端側延出接着剤層31b'は第1パネルシート31によって被覆されておらず、該先端側延出接着剤層31b'はサイドパネル3の内面P側に向けて露出している。そして、露出している先端側延出接着剤層31b'は、個々の弾性部材33の、サイドパネル3の先端部側の端部又はその近傍を、サイドパネル3の外面Q側から内面P側に向けて固定している。

## 【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0041

【補正方法】変更

【補正の内容】

## 【0041】

本実施形態のおむつ1におけるサイドパネル3は、図4に示すとおり、先端側層間接着剤層31bを有する先端側積層構造部分31Bを有しており、その先端側積層構造部分を31Bによって補強された先端部3aが、接続用接着剤層65によってファスニングテープ4と接合されている。ファスニングテープ4は、テープ基材42と、該テープ基材42に接合されて止着部41を形成する機械的面ファスナーのオス部材とからなる。そして、ファスニングテープ4における、テープ基材42のみからなる部分が、サイドパネル3の先端部3aに重ねて接合されている。本実施形態においては、サイドパネル3の先端部3aとテープ基材42との間は、接続用接着剤層65を介して接合されている。機械的面ファスナーのオス部材をテープ基材42に固定する方法としては、熱融着や接着剤による接着等の任意の接合方法が用いられる。なお、おむつ1の腹側部Aの外面には、ファスニングテープ4の止着部41を止着させるランディングゾーン5(図2参照)が設けられている。

## 【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0068

【補正方法】変更

【補正の内容】

## 【0068】

<24> 前記第1及び第2のパネルシートのうち、前記第1パネルシートが内面側に配されている、前記<1>～<23>のいずれか1に記載の使い捨ておむつ。

<25> 前記第1及び第2のパネルシートの双方に積層構造部分及び延出接着剤層を形成する、前記<1>～<23>のいずれか1に記載の使い捨ておむつ。

<26> 前記吸收性本体は、着用時に着用者の腹側に位置する腹側部、着用者の背側に位置する背側部、及び股間部に位置する股下部を有し、サイドパネルは、背側部における吸收性本体の両側部に、それぞれ吸收性本体の両側縁部から外方に突出するように取り付けられている、前記<1>～<25>のいずれか1に記載の使い捨ておむつ。

<27> 前記非肌側シートは、液不透過性又は液難透過性(撥水性を含む)の防漏シートと、該防漏シートの外面側に外層接着剤層を介して接合された外層不織布とを有する複合シートからなる、前記<1>～<26>のいずれか1に記載の使い捨ておむつ。

<28> 前記弾性部材は糸状のものであり、それぞれ、おむつの幅方向(X方向)に沿って複数本配されており、おむつの長手方向(Y方向)に略等しい間隔を設けて配されている、前記<1>～<27>のいずれか1に記載の使い捨ておむつ。

<29> 前記サイドパネルに配する弾性部材は、複数本であって、4本以上であるか、

6本以上であり、30本以下であるか、20本以下であり、また、4本以上30本以下であるか、6本以上20本以下である、前記<1>～<28>のいずれか1に記載の使い捨ておむつ。

<30> 前記サイドパネルを構成するパネルシートして、不織布、織物、フィルム又はこれらの積層シートを用いる、前記<1>～<29>のいずれか1に記載の使い捨ておむつ。